

第 58 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例
第75号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第2条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正
する。

第5条中「この条」の次に「、第11条」を加える。

第5条の2の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第5条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以
下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉
施設の設備の安全点検、従業者、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児
童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び
訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条にお
いて「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなけれ
ばならない。

2 児童福祉施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修
及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が
図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけれ
ばならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更
を行うものとする。

(自動車を運行する場合の児童の所在の確認)

第5条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児

童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所者の居室及び各児童福祉施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する従業者については、適用しない。ただし、保育所の設備及び従業者については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第11条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第11条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第11条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第12条第2項中「必要な措置を講ずる」を「従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

第85条に次の1項を加える。

- 21 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第92条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させると

きは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第92条に次の1項を加える。

- 2 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第3条の見出し中「乳児4人以上を入所させる保育所の保育士に対する」を「保育士の員数の算定に係る」に改め、同条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の子どもの所在の確認）

第12条の2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

- 2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第3条第1項の規定により置かなければならない教育保育従事者の数の算

定については、当分の間、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、教育保育従事者のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者とみなすことができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。附則第6条中「前3条」を「附則第3条から前条まで」に改める。

（熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

11 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、

前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を実行する場合の障害児の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第56条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第59条中「、第47条」を削る。

第63条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第81条の9中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

第 8 9 条中「第 3 9 条の 2」の次に「、第 4 1 条の 2、第 4 1 条の 3 第 1 項」を加える。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 5 条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年熊本県条例第 8 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 3 7 条の 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の障害児の所在の確認)

第 3 7 条の 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第 4 3 条を次のように改める。

第 4 3 条 削除

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年熊本県条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「及び次項」を「、次項及び第 1 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 6 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第 1 0 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、前条第 1 項第 2 号の乳児室及びほふく室、同項第 3 号の保育室、同

項第4号の遊戯室並びに同項第7号の便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第15条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条の2 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

附則第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 第5条第3項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の数の算定については、当分の間、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、教育保育従事職員とみなすことができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園の教育保育従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第7条中「前2条」を「前3条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第3条中熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第2条の2第1号の改正規定、第4条中熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第47条及び第59条の改正規定、第5条中熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第43条の改正規定並びに第6条中熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第5条の3（保育所に係る部分を除く。）、第4条の規定による改正後の熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第41条の2及び第5条の規定による改正後の熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第37条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の児童等の所在の確認に係る経過措置）

3 新設備運営基準条例第5条の4第2項の保育所及び児童発達支援センターは、同項に規定する自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 第3条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第12条の2第2項の認定こども園は、同項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第1項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第41条の3第2項（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2及び第81条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「ならない。」とあるのは、「ならない。ただし、当該車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、この限りでない。この場合においては、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。」とする。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。